

# 滋賀県造林公社の設立当時の経緯

○下畑傳之助「滋賀県造林公社の設立」全国林業公社協議会『林業公社造林の歩み』昭和60年（1985年）

## 滋賀県造林公社の設立

下 畑 傳之助

10年一昔と言うが、滋賀県造林公社が設立されてもう20年が過ぎようとしている。設立された当時は、滋賀県造林公社の下流受益団体との取り組み方が、マスコミの注目をあびたものであった。当時は、今日ほど受益者負担の意識も高くなく、またそうしたコンセンサスも乏しい時代でもあったからであろう。

いま設立当時を回顧するとき、まず思い出されるのは幾多の困難な問題を、行政なり議会のトップの方々が精力的に行動されたことである。この行動力に対して敬意を表しながらその折衝の経緯を振り返ってみたい。

滋賀県の造林公社は、他府県のそれに比べ特にその設立背景で水との深いかかわりを語らなければならぬ。

びわ湖の水に大きな依存をしている大阪府の場合の給水人口と給水量の推移を例にとって見ると、別の図のような値を示しているが、核家族化の進行、都市化の進展や経済工業活動の拡大などに伴い今後の水需要の見通しは、増大傾向に推移すると想定されている。

その見通しの案では、昭和65年には上水道用水と工業用水で832万トン/日量（別表）の最大取水量を必要とし、そのうち約88%に当たる735万トン/日量を淀川に依存する計画となっている。この殆んどをびわ湖に依存することにでもある。

それほどに依存されるびわ湖、それはどんな湖であろうか！ 貯水量は実に275億トンの水を貯えながら、年平均53億トンもの水を調節しながら有効に流している。またびわ湖の水位を10cm下げると、約7,000万トンの水が確保出来る、我が国最大と言われる八木沢ダムでもびわ湖に例をとると約30cmの水位低下でよいことになる。このようにびわ湖の水位が変動することにより膨大な量の用水が確保できるのに反し、生活の基盤をびわ湖に求めている地域の県民にとっては、湖水上昇は洪水と言う災害との戦いであり、湖水位の低下は渇水と言う被害に耐えることでもあり、この洪水と渇水の被害をなくし地域の整備をして下流の水需要にも応えようとするのが琵琶湖総合開発計画である。ところがこの計画では、湖水位を±1.5mまで変動を認めることになり関係住民にとっては簡単に解決できる問題ではなかった。しかしこの交渉のなかで、びわ湖の重要水源山地の造林の必要性とその協力の方法については開発計画に先行して上下流のコンセンサスが得られ、滋賀県の造林公社の設立の構想ができ、この公社の設立の動きが琵琶湖総合開発計画の合意も早めたとも言える。ところが造林公社の事業計画量や下流団体の協力の方式等各論で双方の間に大きな意見の違

いが生じ、或る時期には、大阪府が設立に協力できない旨の公式表明があった。

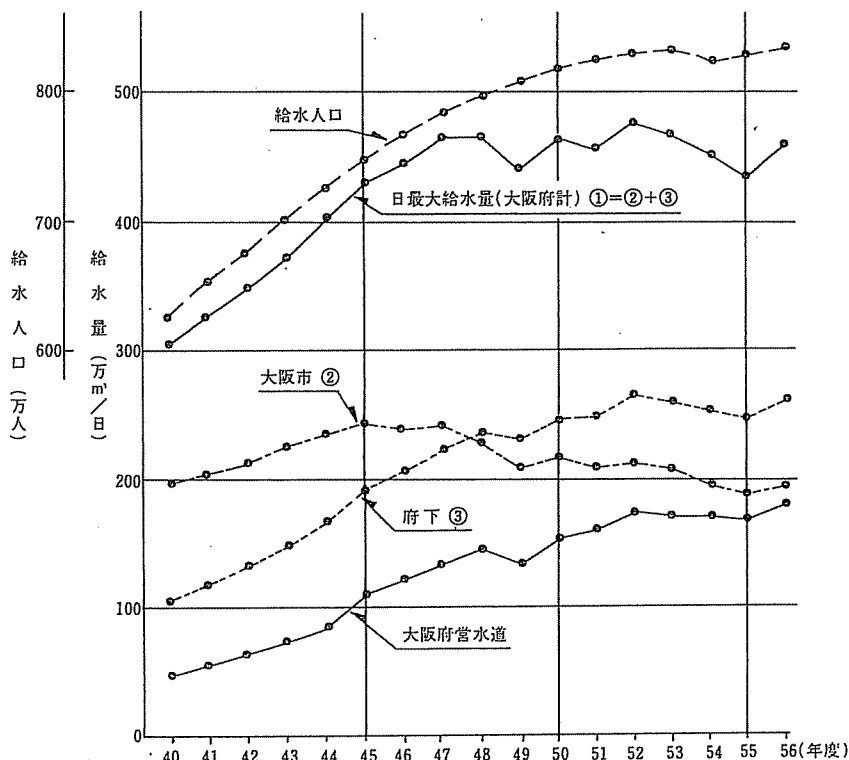
大阪府としては、万国博覧会の開催、景気の不況など財政の見通しが立たないこともあったようであった。

この大阪府の表明に対し県は信義を前面に行政サイドと議会サイドの2本立のルートで折衝に当る一方で、滋賀県知事は大阪府と兵庫県の各知事に対し「一日知事」を提案された。当時としては画期的な提案としてこれが実行に移された。このことはびわ湖の水問題に対して深い認識と理解が得られ、滋賀県造林公社へ下流団体が参加することと、その協力が決定され、滋賀県と大阪府、兵庫県など下流団体の参加のもとに公社造林が進められたのである。

一方永年その解決が難しかった琵琶湖総合開発計画案も、滋賀県と大阪府や兵庫県など下流団体の双方の譲歩と忍耐づよい交渉が実を結び、昭和47年6月15日琵琶湖総合開発特別措置法（法律第64号）が公布され、びわ湖造林公社は、この開発計画のなかで新たな造林計画を遂行するため昭和48年に設立された。

この両造林公社により、びわ湖の重要水源山地に計画的に公社造林が進められて20年を経た今その新植計画も終わろうとしている。

図 給水人口と上水道地域別日最大給水量の推移



(滋賀県造林公社、びわ湖造林公社前専務理事)